

厚生労働大臣が定める揭示事項

(令和8年6月1日現在)

1. 当クリニックは厚生労働大臣が定める

基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

2. 電子的診療情報連携体制整備加算に関する事項

当クリニックでは診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用している保険医療機関です。マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

また、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

3. 一般名処方加算に関する事項

当クリニックでは後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

4. 保険外負担に関する事項

当クリニックでは、予防接種や健康診断、各種文書料などにつきましては自費のご負担となっております。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為や及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切致しておりません。

宮城県済生会こどもクリニック